

AV 出演の拒絶を理由とする損害賠償請求が否定された事例

【文 献 種 別】 判決／東京地方裁判所
【裁判年月日】 平成 27 年 9 月 9 日
【事 件 番 号】 平成 26 年（ワ）第 25782 号
【事 件 名】 損害賠償請求事件
【裁 判 結 果】 棄却（確定）
【参 照 法 令】 民法 628 条
【掲 載 誌】 判例集未登載

LEX/DB 文献番号 25542388

事実の概要

1 芸能プロダクションの運営等を目的とする株式会社 X は、当時 18 歳で高校在学中であった Y との間で、タレント活動全般に関するプロダクション業務の委託を受ける契約を締結し、契約書に署名指印した（以下「第 1 次契約」という。）。この第 1 次契約にあたっては、Y は親権者の同意を得ておらず、そもそも、契約締結自体を知らせていなかった。そして、Y が成年に達した後、X Y 間で、やはり、タレント活動全般に関するプロダクション業務の委託を受ける契約を締結し、契約書に署名指印した（以下「第 2 次契約」という。）。第 1 次契約には、タレント活動の内容として「ヌード」による活動が含まれることが明記され、第 2 次契約には、活動内容の冒頭に「アダルトビデオ」（以下「AV」という。）の撮影が明記されていた。

第 1 次契約及び第 2 次契約の各契約書には、その条項として、契約の有効期間を 2 年とすること（3 条）、Y の肖像パブリシティ権の利用によるライセンス料が発生するごとに X Y 間で相談の上で定めた割合の金額で支払うこと（7 条 1 項）、その支払方法も X Y 間で相談の上で決定すること（7 条 2 項）、Y のタレント活動の許諾行為を X が単独で独占的にに行い、Y は X の決定に従うこと（8 条 1 項）、Y が X の決定に正当な理由なく従わなかった場合には、それにより生じた損害を賠償すること（9 条 1 項）、Y によって既に決定されたプロダクション業務を予定通り遂行できなかった場合には、X はそれにより生じた損害を賠償すること（9 条 6 項〔第 2 次契約で追加〕）などが定めら

れていた（各条項を、以下「契約書〇条」として引用する。）。

2 X は、第 1 次契約に基づき、Y が未成年の間は露出度の高いグラビア撮影等に從事させ、1 本の AV のために複数回撮影に從事させた。そして、X は、Y に、あと 9 本の AV 出演が決まっていること（契約書 8 条 1 項）、これを拒否した場合には 1,000 万円程度の違約金（契約書 9 条 1 項・6 項）がかかることを告げて第 2 次契約を締結させ、それに基づいて AV 撮影に從事させようとした。

3 Y は、第 1 次契約の当初から、その業務が自身の意思に反するものであったことから、AV 出演を強要された被害者の支援団体に相談し、そこを通じて X に対し、第 1 次契約及び第 2 次契約の無効及び取消しを主張し、予備的に契約解除の意思表示もした。

これに対して X は、第 1 次契約及び第 2 次契約に違反したことが債務不履行にあたると主張し、AV 製作会社から支払われるはずであった残り 9 本分の出演契約料 1,980 万円と、撮影直前に至っていた 2 本目の AV のキャンセルにかかる費用や Y の売り込みのための経費等を合計した、2,480 万円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めて訴訟を提起した。

判決の要旨

棄却。

1 第 1 次契約及び第 2 次契約の性質

判決は、第1次契約についてはYが未成年であった時に親権者の同意を得ないで締結したことを理由とした取消し（5条2項）を認めた上で、第1次契約及び第2次契約について次のように述べる。すなわち、Yが出演するものの決定権（8条1項）、Yの損害賠償義務（9条1項・6項）、Yの報酬や支払方法について具体的な基準が定められていないこと（7条1項・2項）が内容となっているため、「第1次契約及び第2次契約はいずれも、YがXに対してマネジメントを依頼するというようなY中心の契約ではなく、Xが所属タレントないし所属AV女優としてYを抱え、Xの指示の下にXが決めたAV等に出演させることを内容とする雇用類似の契約であったと評価することができる」。「そうすると、Yの解除は、2年間という期間の定め（契約書3条）のある雇用類似の契約の解除とみることができるから、契約上の規定にかかわらず、『やむを得ない事由』があるときは、直ちに契約の解除をすることができるものと解するのが相当である（民法628条）」。

2 直ちに解除することの可否

「AVへの出演は、Xが指定する男性と性行為等をするを内容とするものであるから、出演者であるYの意に反してこれに従事させることが許されない性質のものといえる。それなのに、Xは、Yの意に反するにもかかわらず、YのAVへの出演を決定し、Yに対し、第2次契約に基づき、1,000万円という莫大な違約金がかかることを告げて、AVの撮影に従事させようとした。したがって、Yには、このようなXとの間の第2次契約を解除する『やむを得ない事由』があったといえる」。

3 債務不履行の有無

Xは、第2次契約に基づき、Yには2本目のAV撮影への出演義務があったと主張するが、628条に基づく解除により、「第2次契約に基づくこれらの義務は消滅したと認められる。したがって、Yがこれらの撮影に出演しなかったことは、債務不履行にあたらない」と述べて、YはXに対して、債務不履行に基づく損害賠償義務を負うことはないと判示した。

判例の解説

一 問題の所在

本件は、近時問題視されるようになったAV出演強要に関する事案である。Yのプライバシーに配慮するために、Yを特定するような情報は伏せられており、具体的な年月日等も明らかにされていない。判決に関わる事実の他、Yを支援した団体の世話人が周辺事実を含めた詳細な紹介をしているので、細かな経緯はそちらに譲り¹⁾、本解説では、もっぱら法理論に焦点をあてて論じたい。

本件でのXの請求は、債務不履行に基づく損害賠償請求であり、第1次契約及び第2次契約の各条項にその根拠を求めていた。それに対するYの主張は、第1次契約については親権者の同意を得ていないことを理由とする取消し（5条2項）、第2次契約については公序良俗違反を理由とする無効（90条）やXによる損害賠償請求権行使が権利濫用にあたること（1条3項）などがあげられていた。裁判所は、第1次契約の制限行為能力取消しは認めたものの、その他については判断を示さなかった。Yが署名指印しており、AV出演契約自体は違法ではないことが理由であろうか。

判示の中心は、Xの請求の根拠であった第1次契約及び第2次契約の性質をどのように解するかであり、それを「雇用類似の契約」と認定した上で、判断を示したものである。

二 判決の分析

1 契約の性質

Yは、第2次契約は準委任契約であるとして、民法656条・651条に基づき、いつでも解除可能であると主張していた。判決中では、契約の具体的内容から、「YがXに対してマネジメントを依頼するというようなY中心の契約ではな」と述べて委任の可能性を排除し、同時に、Xの決定にYが従うという構造に着目して、「雇用類似の契約」と認定している²⁾。第1次契約から第2次契約へと展開させたXの手法から見ても、常に主導権がXのもとにあったことから考えれば、委任と認定することはできないと思われる。

その上で、契約書3条が契約の有効期間を2年としていることを理由に、期間の定めがある雇用契約の規定を用いて判断した。

2 628条解除の可否

(1) 期間の定めがある雇用契約においては、626条が、その期間が終わるまでは契約が終了しないことを原則としているものの、「やむを得ない事由」があるときは、各当事者は直ちに契約を解除することができる（628条〔本条は期間の定めがあると否とを問わず、全ての雇用契約に適用される³⁾。〕）。

628条の「やむを得ない事由」については、大判大11・5・29(民集1巻259頁)がリーディングケースであり、雇用契約締結の目的を達成するのに重大な支障を惹起する事由をいうとされている。ただし、ここで「やむを得ない事由」とされたのは賃金値上げのためのサボタージュであり、本件とは性格を異にするようにも思われる。その他、近時では、急激な業績悪化を理由とする解雇が問題となっており、裁判例の蓄積もある⁴⁾。注意したいのは、これらはいずれも、使用者側からの解除の局面であり、労働者側からの解除について判断が示されたものではないという点である。本判決は、まさに労働者側たるYから契約解除を申し出た事案であり、同様に考えることはできない。

労働者側から「やむを得ない事由」を理由に直ちに解除する場合、その具体的事由としては、(a)使用者側に存する事由として、①仕事の継続により労働者の生命・身体に対する危険が予測される場合、②賃金の支払拒否又は遅延、(b)労働者側に存する事由として、①労働者の負傷・疾病による相当期間の就労不能、②近親者の介護の必要、③家庭事情の急激な変動などが考えられているが、いずれも学説の主張にとどまるものである⁵⁾。そして、想定されていた事由と、本件が「やむを得ない事由」の根拠としてあげた、AVへの出演が「出演者であるYの意に反してこれに従事させることが許されない性質のもの」である点とは、やはり性質が異なるように思われる。

(2) では、【AV出演がYの意思に反するため解除したい】という本件での事情を、本判決が述べる「やむを得ない事由」にあたと述べるためには、どのように解釈すればよいだろうか。従来、学説レベルですら、労働者自身の就労不能までしか考えられていなかったところ、労働者の意思に反するだけで「やむを得ない事由」と評価しうるのかが問題となる。

まず、労働契約法17条の解釈からアプローチ

する見解がある。628条と同様、労働契約法17条は、「やむを得ない事由」がある場合の解除を認めている。ここでいう「やむを得ない事由」は、労働契約法16条が解雇権の濫用の判断基準として定める「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」よりも厳格な水準であるとする裁判例を参照し⁶⁾、使用者側からの解除を正当化する「やむを得ない事由」が厳格な水準で判断されるのであれば、労働者側からの解除は逆に緩やかに解し、その解除を認める方向で解釈すべきとする立場である⁷⁾。また、端的に、628条のいう「やむを得ない事由」の解釈からアプローチする見解も見られる。すなわち、前掲大判大11年が雇用契約締結の目的を達成するのに重大な支障を惹起する事由をいうとしていたところを、「契約をただちに終了させなければ当事者の一方が耐えがたい不利益をこうむることになるような場合」と解釈を変更する立場である⁸⁾。

前者のように「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合」よりも厳格な水準とする理解も、後者のように「当事者の一方が耐えがたい不利益をこうむることになるような場合」とする理解も、合理性や相当性、あるいは耐えがたい不利益の有無から判断すると解釈することで、労働者の意思に反するだけで628条のいう「やむを得ない事由」と評価しうる道を拓くのではないだろうか。

本判決は、「やむを得ない事由」の判断を、従来の金銭的・物理的・身体的基準から進んで、当事者意思を考慮できる基準を採用する方向に一步踏み出したものと位置づけられよう。

3 経費の損害賠償

さて、それでは、Yが契約を解除できるとして、Xに対して、いかなる場合も損害賠償義務を負わなくてよいのかについては、疑問無しとはしない。

本判決は、AVへの出演が「出演者であるYの意に反してこれに従事させることが許されない性質のもの」である点を重視し、628条による解除を認めた。そして、契約が解除された以上、その後に予定されていたAV撮影に出演しなかったことは債務不履行にはあたらないと述べ、それゆえに、YはXに一切の損害賠償をする必要がないとした。ここで、XがYにした損害賠償請求の内訳

を再掲すれば、AV 製作会社から支払われるはずであった残り 9 本分の出演契約料 1,980 万円と、撮影直前に至っていた 2 本目の AV のキャンセルにかかる費用や Y の売り込みのための経費等を合計した、2,480 万円の損害賠償及びこれに対する遅延損害金である。この内、残り 9 本分の出演契約料 1,980 万円は、Y の解除によって賠償義務を免れるものであろうし、Y の売り込みのための経費は、芸能プロダクションである X にしてみれば必要経費にすぎないものであって Y に請求すべき種類のものではない。

しかし、撮影直前に至っていた 2 本目の AV のキャンセルにかかる費用はどうだろうか。本判決はその請求も合わせて斥けているが、撮影直前に Y の意思でキャンセルされてしまった場合にかかる費用は、Y に賠償義務があるとも考えることも不可能ではないように思われる。本件は具体的な年月日等が不明なため、実際に契約解除が撮影直前のどのタイミングで行われたのか定かでないが、例えば、全ての段取りをととのえ、当日現場入りした後に、「やっぱりできません」ということで撮影全体が滞ってしまった場合、出演する側の意思のみで契約を解除できるとはいえ、そこに至る経緯全体を総合的に考慮して、場合によっては費用を賠償させることもありうるだろうか。もちろん、このような費用すらも、芸能プロダクション側の必要経費と評価してしまうことも可能であろうが、出演側の態度から問題なく撮影できると判断されていたのにその場の意思のみで解除でき、何らの賠償義務も負わないとしてしまうのには違和感がある。本件においては、事実関係全体から、Y が間違いなく出演するだろうという蓋然性は高くなかったと評価すべきと思われるので結論に問題はないが、筆者としては、賠償義務を負う場合もあるのではないかという点は付言しておきたい。

三 今後の展望

本判決は社会の耳目を集め、AV 業界全体への問題提起の契機となった。Y のプライバシーへの配慮から必ずしも資料は多くないが⁹⁾、AV 出演強要の実態が広く問題視されるようになり、本件 Y の弁護人の一部などが呼びかけて参議院会館での院内シンポジウムが開かれ、AV 業界団体が問題の存在を認めたり¹⁰⁾、内閣府が民間団体から

被害状況を聴くなどして、実態の把握につとめたいとする答弁書を閣議決定したりなど¹¹⁾、急速に事態改善の気運が高まっている。

もちろん、軽々に解決する問題ではないだろうが、今後の動きを注視したい。

●——注

- 1) 宮本節子「まだ可視化されていないアダルトビデオ産業の性暴力被害と若者の貧困」賃社 1649 = 1650 号(2016 年)18 頁以下。宮本は、「ポルノ被害と性暴力を考える会」(PAPS)の世話人であり、本件の Y もこの PAPS に支援を求めたものである。
- 2) この点、雇用契約・委任契約・請負契約などには共通点が多く、実際の問題としていずれの契約が適用されるか微妙な事例もあることを念頭に、無理にいずれの契約かに性質決定することなく、まず解決が妥当かを考慮すべきという主張がある(平野裕之『民法総論 5 契約法』(信山社、2007 年)609 頁)。しかし、典型契約としての意義の再評価から、性質決定についてはなお慎重に考えるべきとの主張もある(雇用契約などについて、能見善久＝加藤新太郎編『論点体系 判例民法 6 契約 II 〔第 2 版〕』(第一法規、2015 年)128 頁〔後藤巻則・前田太朗〕)。筆者としては後者に与したい。
- 3) 幾代通編『注釈民法(16)債権(7)』(有斐閣、1967 年)88 頁〔三宅正男〕。
- 4) 根本到「『有期契約期間中の解雇と民法 628 条の強行法規性』」労旬 1601 号(2005 年)12 頁にあげられた諸裁判例を参照。
- 5) 幾代編・前掲注 3) 91～92 頁〔三宅〕と、そこで引用されている文献を参照されたい。
- 6) 宇都宮地栃木支決平 21・4・28 労判 982 号 5 頁、津地判平 22・11・5 労判 1016 号 5 頁。
- 7) 能見＝加藤編・前掲注 2) 57～59 頁〔前田太朗〕。
- 8) 山本敬三『民法講義 IV-1 契約』(有斐閣、2005 年)。山本はこの点について特に論じてはいないが、「耐えがたい不利益をこうむることになるような場合」という表現は、従来の解釈とは異なり、当事者の意思に反する場合をも包含しうる理解を示すものと評価できよう。
- 9) 現時点(2016 年 6 月 28 日)で、本件を扱った評釈類は見あたらない(データベース上は労働判例ジャーナル 51 号(2016 年)39 頁があげられているが、判示事項の概要の掲載にとどまる。)
- 10) 小川たまか「AV 出演強要、IPPA は『AV 業界は重く受け止めるべき』とコメント」〈<http://bylines.news.yahoo.co.jp/ogawatamaka/20160527-00058117/>〉(2016 年 6 月 28 日最終閲覧)が概要を与えてくれる。
- 11) 「AV 出演強要問題、国が被害実態調査へ…答弁書を閣議決定」〈https://www.bengo4.com/internet/n_4725/〉(2016 年 6 月 28 日最終閲覧)。

同志社女子大学助教 鈴木尊明